

京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画

〔令和 8 年度～令和 12 年度〕

京都府船井郡
京丹波町

目 次

1	基本的な事項	4
	（１）京丹波町の概況	
	（２）人口及び産業の推移と動向	
	（３）町行財政の状況	
	（４）地域の持続的発展の基本方針	
	（５）地域の持続的発展のための基本目標	
	（６）計画の達成状況の評価に関する事項	
	（７）計画期間	
	（８）公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	21
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	27
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	29
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	

6	生活環境の整備	33
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
8	医療の確保	43
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
9	教育の振興	45
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）公共施設等総合管理計画との整合	
10	集落の整備	49
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
11	地域文化の振興等	51
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）公共施設等総合管理計画との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の促進	52
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	

13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	53
	（１）現況と問題点	
	（２）その対策	
	（３）計画	
	（４）公共施設等総合管理計画との整合	
	過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	55

1 基本的な事項

(1) 京丹波町の概況

ア 京丹波町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

(ア) 自然的条件

本町は、京都府のほぼ中央部にあたる由良川水系上流部に位置し、東は南丹市に、西は福知山市に、北は綾部市に、南は南丹市と兵庫県丹波篠山市に接している。丹波高原にあって、長老ヶ岳(917m)のほか標高400m~600mの山々に囲まれ、南側の山地は分水嶺の一部を成している。面積は303.09km²、このうち約83%を森林が占める農山村で、この間を縫うように耕地が広がる。その中に集落が点在し、12,907人(令和2年国勢調査)の住民が暮らしている。

気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせている。

夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しく、昼夜の寒暖の差が大きいのがこの地域の特徴である。冬は、冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすこともある。また、南側の地域では、秋から冬にかけて霧が発生しやすい。

近年は、最低気温が高くなってきており、温暖化の傾向にある。

降水量は、年間を通じて比較的少ない。

(イ) 歴史的条件

本町は、古くは山陰街道沿いの交通の要衝として繁栄していた。特に須知地区は、宿場町を形成し、今でもその面影を伝える古い街並みが残されている。

明治22年の町村制施行時には、須知村・竹野村・高原村・檜山村・梅田村・三ノ宮村・質美村・上和知村・下和知村の9村があった。これらの村は、地形・産業・経済の状況も大同小異で、人情や風俗もよく似ており、地理的な一体性から人の交流を中心に古くから親密な関係を保っていた。

明治34年に須知村が須知町となり、昭和26年には須知町が竹野村を編入。また、檜山村・梅田村・三ノ宮村・質美村が合併して瑞穂村が誕生した。昭和30年には、須知町と高原村が合併して丹波町が、上和知村と下和知村が合併して和知町がそれぞれ誕生した。同年、瑞穂村は町制を施行し瑞穂町となった。瑞穂町は合併から54年目、丹波町と和知町は合併から50年目を迎えた平成17年10月11日、3町が合併し、今日の京丹波町に至っている。

(ウ) 社会的条件

本町は、京都縦貫自動車道（京都丹波道路、丹波綾部道路）やＪＲ山陰本線をはじめ、国道９号、２７号、１７３号が交わり、京阪神など大都市圏へ１時間台で移動できるなど、比較的交通環境に恵まれた地域である。

特に、京都縦貫自動車道は、平成８年４月に京都丹波道路（京都市杣掛－丹波間 31.3km）が開通し、現在では、久御山ＩＣから京丹後大宮ＩＣまでが開通したことで、大きく本町の交通網が変化した。

鉄道については、ＪＲ山陰本線京都－園部間が平成 22 年 3 月に完全複線化し、利便性の向上が図られた。

町営バス等については、町内を運行する町営バスや予約型乗合タクシー等により、学生や高齢者等の交通の確保に努めている。

(エ) 経済的条件

本町の主産業として発展してきた農林業は、都市近郊という地理的に好条件であるにもかかわらず、中山間地域という地形から作業効率が上がらないところが多く、さらに高齢化等による後継者不足により、農林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、本町は、京阪神各都市への鉄道や道路の整備が立ち遅れていたため、町外、特に都市圏への就業機会に恵まれず、一方、加工・製造業等の立地も一部で見られるものの近隣市町と比べても十分に進んでいない。

車社会の発達に伴う道路交通網の整備や山陰本線の複線電化による時間距離の短縮、さらには府と町の企業誘致をはじめとする各種施策により、交通の便や就業の場は一定確保されつつあるが、若者の定住を確保するために、都市基盤整備や企業の立地、起業の促進に向けた対策が求められている。

イ 過疎の状況

戦後、工業生産の飛躍的な発展など著しい社会経済情勢の変動によって産業格差は大きくなり、これに伴って全国的に人口は、農林業を中心とした農村部から工業中心の太平洋ベルト地帯へと流出し、過疎・過密という新たな地域格差の現象を引き起こした。

町合併前の旧 3 町における過疎対策等においては、旧和知町は昭和 45 年から、また、旧瑞穂町は昭和 55 年から、過疎地域に指定され、また、旧丹波町については一部地域が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地として、定住人口の増加に向けた道路、上・下水道、町営住宅をはじめとする生活基

盤の整備や農林業振興のための生産基盤等の整備、企業誘致による雇用の確保、交流人口の増加に向けた地域資源を生かした観光レクリエーション施設の整備など、あらゆる施策を積極的に推進してきた。

そして、平成 17 年の合併時には、過疎法に基づく配置分合等による過疎地域指定の特例（みなし過疎）により、京丹波町全域が過疎地域と指定され、引き続き地域の実情に応じた自立促進のための各施策が推進されてきた。

こうした結果、町域の均衡ある発展とともに、人口が減少傾向から一時的ではあるものの増加に転じるなど、昭和 45 年以降に講じられてきた過疎対策等は一定の成果があったといえるが、今後も地域の持続的発展には過疎地の課題解決に向けた取組が求められている。

ウ 社会経済的発展の方向

現在、わが国では、少子・高齢社会や都市部への人口移動が起因して、人口減少社会に突入している。この現象により、人的・経済的な地域活力の低下と財政基盤の悪化をはじめ、保健・福祉・医療に対する行政需要が増大するものと予想される。

このような中で、一定の人口規模とバランスのとれた人口構成を確保し、子どもと高齢者をはじめ、すべての人が心豊かに生活でき、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが不可欠であり、合併により引き継いだそれぞれが持つ地域資源や特性を生かしながら、効率的に過疎対策を講じていくことが求められ、本町が質の高いゆとりある暮らしができる「都市近郊の農山村」として発展することが期待されている。

今後の方向性として、第二次産業及び第三次産業については、既存企業の経営基盤の強化、地場産業の育成に努めるとともに、充実した高速交通網の活用や既存企業との連携を考慮しながら、製造業をはじめ IT 産業など今後発展が期待される多彩な産業の誘致を進める。

また、基幹産業である農業や加工業者の経営の安定に向けて、農産品や加工品のブランド化を進めるとともに、ふるさと納税、着地型観光を入口とした「関係人口」を増加し、それらの者をターゲットとした経済好循環の仕組みづくりを構築する必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

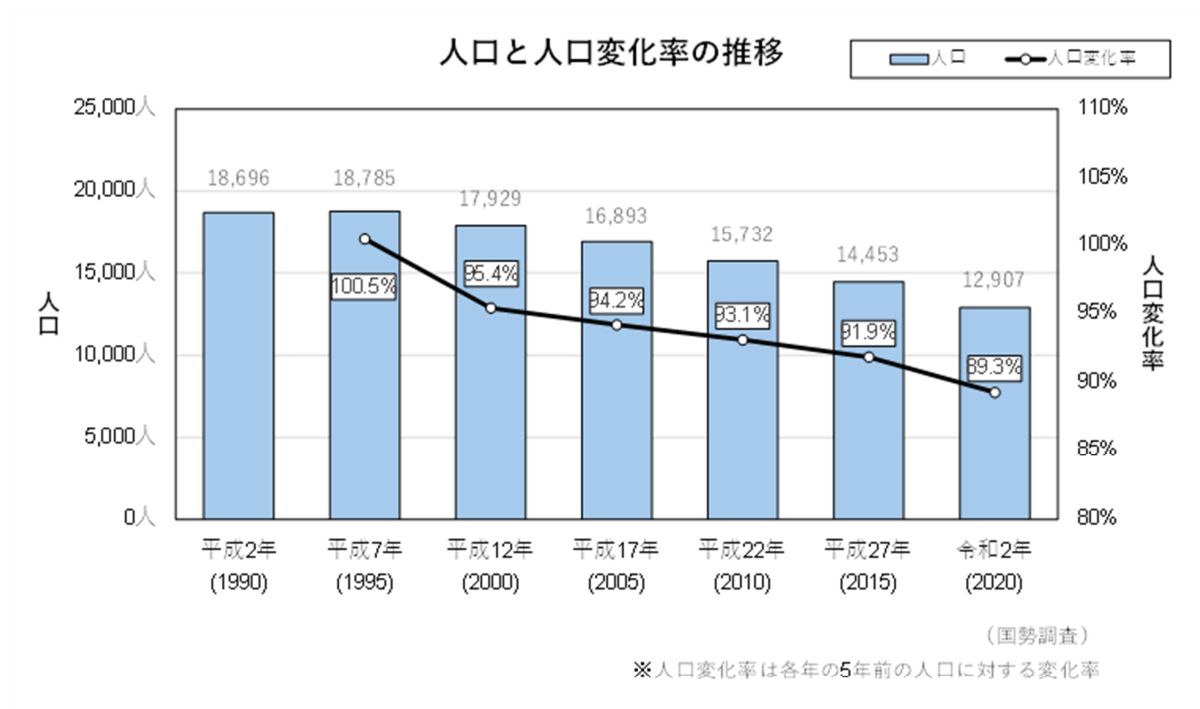
本町においては、昭和 20 年の 26,986 人をピークに、昭和 30 年代から 40 年代前半にかけて急激に人口が減少し、昭和 30 年には 25,564 人であったのが、45 年には 20,061 人となり、この 15 年間で 5,503 人、21.5%減少した。

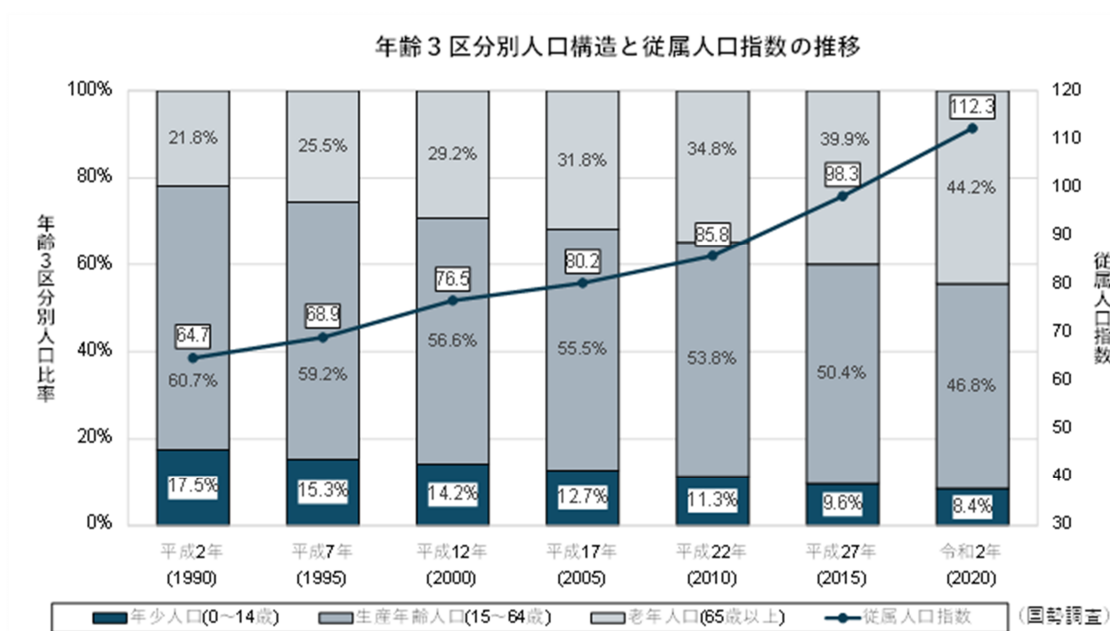
その後、人口は減少傾向が鈍化し、平成7年には増加に転じたものの、平成12年には17,929人、平成22年には15,732人、令和2年には12,907人と人口減少は加速している。全国的な人口減少の流れの中で、今後も本町の人口は減少が続くと予想される。

令和2年の年齢階層別人口構成は、0～14歳人口の割合が8.4%であり、全国の11.9%に比べて大差はないが、65歳以上の老年人口比率（高齢者比率）は44.2%で、全国の28.6%に比べ高齢者の割合は著しく高い。

このように本町は、65歳以上の高齢者の比率が高く、全国（推計）に30年以上先行した高齢社会となっている。

人口減少は、本町の農林業や学校教育に影響を与え、集落機能の維持・発展、消防団等の諸団体の組織活動をも阻害するなど、大きな問題をもたらすと考えられる。





本町の就業人口は、減少傾向を示してきたが、平成7年には人口のわずかな増加も影響して増加に転じた。しかし、その後20年間で約3,000人減少した。人口減少とともに長引く不況で雇用が減少し、就業人口の減少にも現れたと見られる。

産業構造別では、農林業などの第1次産業就業者は、昭和55年から令和2年までの40年間で半減した。一部で新規就業者は見られるものの、構成の中心は「高齢の小規模農業者」である。

建設業や製造業などの第2次産業就業者は、年々減少しており、令和2年までの5年においても年間123人程度の減少がある。

サービス業、通信業、小売業、飲食店、公務などの第3次産業就業者数は、減少傾向にあるものの、全体構成比を見るとその割合は増加し、平成12年以降は全体の半数を超えており、本町においても近年の全国的な産業構造の変化が現れており、第3次産業が今後の雇用の確保に果たす役割は大きいといえる。

長引く不況による経済の低迷と雇用問題の深刻化とともに、農林商工業における零細経営、就業者の高齢化、後継者不足等により産業活動は盛んであるとはいえない。

こうした中で、今日まで基幹産業として本町を支えてきた農林業をはじめ産業構造の再構築を進めるとともに、交通の利便性が高いという優位な条件を生かした企業誘致と、地域資源を活用した新たな産業の育成や既存産業の持続的発展に向け、施策を推進する必要がある。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

(人)

			平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人 口	年少人口	0～4歳	842	758	698	513	426	348	283
		5～9歳	1,092	961	857	765	571	455	355
		10～14歳	1,329	1,157	986	872	786	586	445
		計	3,263	2,876	2,541	2,150	1,783	1,389	1,083
	生産年齢人口	15～19歳	1,218	1,143	923	813	730	671	497
		20～24歳	638	884	728	597	503	458	383
		25～29歳	741	776	860	678	524	425	380
		30～34歳	853	836	766	801	675	507	355
		35～39歳	1,086	943	910	790	795	643	479
		40～44歳	1,394	1,192	949	904	792	788	621
		45～49歳	1,164	1,434	1,169	937	885	806	776
		50～64歳	4,254	3,912	3,851	3,856	3,560	2,985	2,554
		計	11,348	11,120	10,156	9,376	8,464	7,283	6,045
	老年人口	65～74歳	2,288	2,727	2,838	2,519	2,350	2,587	2,566
		75歳以上	1,790	2,062	2,394	2,848	3,131	3,182	3,139
		計	4,078	4,789	5,232	5,367	5,481	5,769	5,705
	年齢不詳		7	0	0	0	4	12	74
	総人口		18,696	18,785	17,929	16,893	15,732	14,453	12,907
構 成 比	年少人口	0～14歳	17.5%	15.3%	14.2%	12.7%	11.3%	9.6%	8.4%
	生産年齢人口	15～64歳	60.7%	59.2%	56.6%	55.5%	53.8%	50.4%	46.8%
	老年人口	65歳以上	21.8%	25.5%	29.2%	31.8%	34.8%	39.9%	44.2%

(国勢調査)

表1－1（2）人口の見通し（京丹波町人口ビジョン趨勢人口）

区分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
総数	人 15,728	人 14,330	人 12,971	人 11,754	人 10,674	人 9,669

区分	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
総数	人 8,706	人 7,786	人 6,955	人 6,205	人 5,526

（3）町行財政の状況

ア 行財政の状況

財政の状況については、令和2年度と令和6年度の普通会計を比較してみると、令和2年度歳入総額143億1,304万円、歳出総額139億6,599万円、令和6年度歳入総額122億7,110万円、歳出総額121億9,952万円と大幅に減少している。これは、令和2年度の普通会計の決算額は、歳入歳出において、新型コロナウイルス関連事業での事業費が大きく増加したことと、新庁舎建設事業並びに認定こども園整備事業により過去最大の規模であったことが影響している。

歳入のうち地方交付税等の依存財源の占める割合は70%を超えており、不安定な財政

構造となっている。人口減少や少子高齢化の進行により、自主財源である税収の増加は見込めない一方で、歳出のうち義務的経費の扶助費は増加傾向である。

なお、本町の財政力指数は令和２年度で 0.282、令和 6 年度で 0.284 となっており、過疎地域指定要件としての基準値 0.510 を大きく下回っている。令和 7 年度には合併特例事業債の適用が終了するため、ますます厳しい財政運営となることが予想される。

また、このような状況から行政施策の効果的な推進と行政事務の効率化が必要であるため、府をはじめ関係機関と連携しながら各種施策の推進にあたっている。特に、共通の事務事業や行政課題を共同で処理するため、一部事務組合をはじめ広域的な組織を設置している。

事務事業等	名 称	構成市町
ごみ・し尿処理	船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
火葬場	船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
病院	国民健康保険南丹病院組合	亀岡市、南丹市、京丹波町
消防	京都中部広域消防組合	亀岡市、南丹市、京丹波町
広域行政	京都中部地区広域市町村圏協議会	亀岡市、南丹市、京丹波町
貸付金償還等	京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合	京都府内 12 市 7 町
税業務	京都地方税機構	京都府、京都府内 25 市町村
後期高齢者医療	京都府後期高齢者医療広域連合	京都府内全市町村

表 1－2（１）市町村財政の状況（単位：千円（指数、比率を除く））

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	13,641,874	11,974,501	14,313,042
一 般 財 源	7,700,996	7,667,051	7,277,759
国 庫 支 出 金	1,609,573	878,705	2,442,065
都道府県支出金	932,722	818,173	893,832
地 方 債	1,790,400	1,542,600	2,400,600
うち過疎対策事業債	626,700	555,600	258,400
そ の 他	1,608,183	1,067,972	1,298,786
歳 出 総 額 B	12,796,972	11,461,740	13,965,990
義 務 的 経 費	4,276,313	4,061,224	4,103,239
投 資 的 経 費	3,456,712	1,979,740	2,875,878

うち普通建設事業	3,448,206	1,809,818	2,875,878
そ の 他	5,063,947	5,420,776	6,986,873
過疎対策事業費	984,873	774,741	929,705
歳入歳出差引額C（A－B）	844,902	512,761	347,052
翌年度へ繰り越すべき財源D	162,384	200,134	199,916
実質収支C－D	682,518	312,627	147,136
財政力指数	0.309	0.295	0.282
公債費負担比率	17.3	16.5	15.9
実質公債費比率	17.0	14.0	17.7
起債制限比率	10.3	5.0	5.0
経常収支比率	78.5	83.9	90.0
将来負担比率	154.8	119.6	109.7
地方債現在高	15,162,950	14,783,810	14,443,850

イ 施設整備水準の現況と動向

施設整備水準については、表１－２（２）のとおりである。

本町は、これまで過疎対策事業にかかる特別措置を受け、道路交通網や上・下水道をはじめ、農林業基盤施設、保健センターや病院・診療所等の保健・福祉・医療施設、スポーツ・レクリエーション・交流施設、情報通信施設、教育・文化施設、町営住宅などの整備・充実に努めてきた。

こうした中で、現在居住する人が安心・安全で充足感の高い生活を送り、また、この地域への移住を検討する者が、安心して移住・定着できる環境を整えるためにも、引き続き住民等のニーズに即した生活基盤等の整備を行うことが当該地域の持続的発展には重要である。

主な施設等の整備状況は、次のとおりである。

表１－２（２）（主要公共施設等の整備状況）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	32.7	44.3	53.5	54.3	57.6
舗 装 率 (%)	52.7	71.2	76.2	76.2	78.9

農 道					
延 長 (m)					113,662
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	77.3	69.6	90.1	91.2	
林 道					
延 長 (m)					166,934
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	13.9	16.9	18.7	19.8	
水 道 普 及 率 (%)	86.4	97.8	95.7	99.0	100
水 洗 化 率 (%)		13.7	65.6	83.7	89.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数	5.5	8.7	9.0	8.7	3.9

(ア) 道路の状況

国道 3 路線、府道 16 路線が順次整備されてきたが、拡幅改良等が必要である狭い
な区間も残っている。

町道は、町域が広いため道路延長は 387.9 キロメートル（703 路線）と長い。

	路線番号	路 線 名	区 間
一 般 国 道	9		京都市－山口県下関市
	27		京丹波町－福井県敦賀市
	173		大阪府池田市－綾部市
	478	京都縦貫自動車道	久御山町－宮津市
主要地方道 (府道)	12	綾部宮島線	綾部市－(京丹波町)－南丹市
	26	京丹波三和線	京丹波町下山－福知山市
	51	舞鶴和知線	京丹波町篠原－舞鶴市
	59	市島和知線	京丹波町大倉－兵庫県丹波市
	80	日吉京丹波線	京丹波町下山－南丹市
一 般 府 道	444	桧山須知線	京丹波町須知－京丹波町橋爪
	445	富田胡麻停車場線	京丹波町富田－南丹市
	446	豊田富田線	京丹波町豊田－京丹波町富田
	447	上野水原線	京丹波町質美－京丹波町水原
	448	和知停車場線	京丹波町本庄地内
	450	広野綾部線	京丹波町広野－綾部市
	453	大河内口八田線	京丹波町口八田－南丹市
	481	上杉和知線	京丹波町下栗野－綾部市
	521	上川合猪鼻線	京丹波町猪鼻－福知山市
	702	篠山京丹波線	京丹波町水戸－兵庫県篠山市
	711	遠方瑞穂線	京丹波町水原－兵庫県篠山市

	路線数	延 長
町 道	7 0 3 路線	3 8 7.9km

(イ) 交通の状況

鉄道は、J R山陰本線が本町の北部を横断するように走っている。町内の駅数は4駅である。町内が関係する園部－綾部間の電化事業は平成8年3月に完成した。また、平成22年3月には、山陰本線（京都－園部間）が複線化となり、快速電車の増発、所要時間の短縮、上下線均衡のとれたダイヤの設定が図られた。

一方、本町の所在する園部駅以北については、減便が進んでおり、1時間に1本の停車がない時間帯があるなど、利便性は低下傾向にある。

駅 名	下山、和知、安栖里、立木
-----	--------------

バスは、令和6年度から園福線を(有)中京交通と(株)京都交通において運行し、園部駅と福知山市内を結んでいるほか、町営バスが13路線により町内ほぼ全域を網羅するように運行している。

新たな交通手段として、令和6年からN P O法人が運行する予約型乗合タクシーが和知地区を中心に運行しているほか、令和7年11月から瑞穂地区においても、他のN P O法人による予約型乗合送迎サービスの運行を行っている。

	町 営 バ ス	
運行路線	丹波和知線 16.2 km (丹波マーケスー和知駅) 丹波桧山線 7.8 km (京丹波町役場前－桧山) 猪鼻戸津川線 11.6 km (桧山－戸津川) 小野鎌谷線 13.5 km (桧山－鎌谷奥) 才原大簾線 10.8 km (和知駅－才原) 上乙見線 10.3 km (和知駅－上乙見) 丹波日吉線 16.1km (京丹波町役場－日吉駅) 計 13 路線	高原下山線 13.2 km (京丹波町役場－下山駅) 竹野線 7.5 km (京丹波町役場前－笹尾) 質美線 14.7 km (桧山－質美－下山駅) 長瀬線 8.7 km (和知駅－長瀬－大野ダム) 仏主線 14.6.0 km (和知駅－仏主) 桧山和知線 15.7km (和知駅－桧山)
バス台数	10人乗り 1台 14人乗り 4台 29人乗り 9台 42人乗り 1台 55人乗り 1台	

	56人乗り 1台 61人乗り 2台 計 19台
運行・運休	日曜・祝日運休（丹波日吉線を除く） 年末年始運休

（ウ）その他主な公共施設等の整備状況（令和7年4月1日現在）

町営住宅（計143戸）

名 称	戸 数	種 別
新田団地	14	公営住宅
上野団地	2	公営住宅
北垣内団地	2	公営住宅
西階団地	8	公営住宅
蒲生野団地	24	特定公共賃貸住宅
松山団地	1	公営住宅
下大久保団地	1	公営住宅
三ノ宮団地	10	公営住宅
質美団地	8	特定公共賃貸住宅
本庄木ノ上団地	33	公営住宅
同	10	特定公共賃貸住宅
本庄木上団地	4	公営住宅
大倉団地	12	公営住宅
同	2	特定公共賃貸住宅
若宮団地	3	特定公共賃貸住宅
エスポワールわち	8	特定公共賃貸住宅
本庄木下団地	1	特別賃貸住宅

町立病院・診療所

	国保 京丹波町病院	国保京丹波町病院 質美診療所	国保京丹波町病院 和知診療所 ※	国保京丹波町病院 和知歯科診療所
診療科目	内科・外科 整形外科・小児 科・皮膚科・ 精神神経科	内科	内科・外科 整形外科	歯科
病 床 数	47 (一般47床)	—	—	—

※ 介護保険施設を併設（介護療養型老人保健施設 定員19人）

情報通信施設

名 称	京丹波町ケーブルテレビ
開 始	平成23年4月
拠 点	京丹波町情報センター

情報通信施設については、高度化する通信技術や住民ニーズに対応するため、民間

活力の参入を図り、必要な支援を行う。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

この計画は、京丹波町のまちづくりを推進する上での指針となる計画として策定された「京丹波町総合計画」や人口減少対策に取り組む「京丹波町創生戦略」を基本に、京都府過疎地域持続的発展方針に基づき、町の自立、発展を目指して実施する過疎対策についてまとめたものである。

本町が目指すまちづくりの基本理念を「自給自足的循環社会●京丹波」とし、先人から引き継がれてきた里山をはじめとする豊富な森林資源、良質な第一次産品を生産する技術、地域を守り育てる力、おすそわけ文化といった古き良き習慣を、現在そして未来へ社会の移り変わりに合わせ、その都度改編していくことで、地域に対する誇りと豊かさの醸成につなげ、まちへひとを呼び込む原動力とすることで、新しい未来に向かって飛躍するまちを目指している。

まちづくりの中心に「ひと」を位置づけ、人々の生活基盤となる交通や情報、健康・福祉、安心・安全などの基盤条件を整えることを大前提とし、安心で安全な環境の中で住民自治を育み、町民の間にこのまちで生活を営む暮らしの豊かさや、心の豊かさの再発見といった原点回帰の要素と、協働の精神で自らの実践活動を進めていくことを基本とし、将来目標の実現に向けて、次の五つの基本方針のもとで総合的かつ体系的な施策の展開を図る。

特に、ＪＲ山陰本線や道路等のさらなる利便性向上に資する取組を進めるとともに、自然環境、文化、食材等の地域資源等を交流基盤に活用し、地域外からひとを呼び込み、周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。また、企業等と連携による人材育成や高等教育機関との連携等により、若者に魅力のある仕事づくりを進めるとともに、農林水産業においてはICTやIoT等の先端技術導入により効率化・生産拡大や品質向上、ブランド化、販路拡大の推進等により、新規就農者の経営や若手後継革新支援を一層強化する。

併せて、地域全体で子育てに取り組む子育て文化の浸透を図り、就労と子育ての環境整備を進め、移住・定住を促進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 地域資源が輝く産業づくり（産業分野）

京丹波町の豊潤な大地と水によって形成され、先人が築き上げてきた森林や食を活かした産業の活性化、起業促進、新産業の創出などを図り、人（主体）が集まり、モノ（地域資源）を活用し、カネ（資金）を地域内で循環させる取組を進める。

地域ブランドの確立等による農林水産業の育成・振興と地域生活に根ざした商工業の活性化、都市との交流の活発化などを図ることで、新たな魅力の創出等にも努め、交流とにぎわいのある活力に満ちたまちを目指す。

イ 地域総がかりで育む子育てからひとづくり（教育、芸術文化、スポーツ、交流分野）

次世代を担う子どもたちが、健やかでたくましい心と体を育むことができるように学校と地域が連携した教育を行い、将来に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進める。

また、町民が多彩な活動や交流の場を通じ、様々な文化に触れるとともに、多様化・高度化する学習ニーズ応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育むまちを目指す。

ウ 暮らしの安心・安全づくり（医療、子育て、福祉、防犯・交通安全、防災、環境分野）

町民一人ひとりが、健やかで安らぎある暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築により、妊娠期を含む子どもから高齢者までの全ライフステージ 19 における様々な地域課題を解決する福祉基盤づくりを目指す。

また、コミュニティ（地域社会）は、町民の様々な活動を支える基礎として重要なものであるため、地域コミュニティの活性化を図り、人と人、地域と地域のつながりを深め、地域で共に支え合い、助け合う社会の実現を目指す。

犯罪、交通事故、消費生活、消防・救急、防災などに必要な対策を講じ、町民と協力して、だれもが安心・安全に暮らせるまちを目指す。

エ 便利で快適なまちづくり（土地利用、道路交通、情報通信、水資源 等生活基盤分野）

丹波高原に広がる豊かで美しい自然・生活環境を良好な状態で保全し、自然を愛し自然と共に生きる緑豊かな農山村として魅力を高めながら次代へ引き継いでいく。

また、河川の整備や山林・林道の保全など、治山・治水事業を推進し、町民の生命と財産を守る取組を推進する。

さらに、情報通信体制を整備し、必要な情報をだれもが早く、便利に、確実に得られる環境を創出する。

オ 住民主体の魅力あるまちづくり（協働のまちづくり、魅力発信、行政運営分野）

町民と行政が協働してまちづくりを行うために、広く情報を開示し、事務の効率化を図り、公正・公平な行政運営を推進することで透明性を高め、町民の信頼と負託に応えられる組織体制づくりを行う。

また、町民が、様々な資源や魅力など町の良さを再発見することにより、誇りと愛着を持ち、そのことを全国や世界に向けて広く発信することで、本町に対する認知・関心を高め、まちを訪れる観光客の増加を図り、交流や定住につながるよう人・モノや経済の循環を創出・活性化していく。

目標指標

①総人口に関する指標

国勢調査 2020年 12,907人 ⇒ 2030年 11,300人

②社会動態（転入-転出）に関する指標

国勢調査 2020年 △140人 ⇒ 2030年 社会減解消

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

有識者等により構成する京丹波町総合計画審議会により、総合計画の進捗管理と合わせて評価・検証等を行う。

（７）計画期間

令和8年4月1日から、令和13年3月31日まで。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本町では、時代の変化や住民ニーズに対応するため、公共施設の整備を進めてきましたが、施設の維持には多額の財政負担が生じることから、各公共施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を把握し、適切に維持管理するため、平成29年3月に「京丹波町公共施設等総合管理計画」を策定した。

同計画は、すべての公共施設について多角的な視点で評価を行い、「維持」や「廃止」といった施設のあり方について判断した上で、長寿命化対策等適切な対策を講じることとしているため、同計画と整合を図りながら施策を展開する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

少子化や転出超過等から人口は年々減少しており、いつまでも活気のある京丹波町の実現に向けては、人口減少問題への対策が課題となっている。

また、転出者の多くは若年層であり、これは大学等への進学や町外の企業等への就職によるものと考えられる。転出を抑制する必要があるものの、進学や就職等の抑制はできないことから、大変難しい課題となっている。

このことから、進学等で一度町を離れた者が、戻ってくるために必要な支援や、町外からの移住希望者を呼び込むために必要な支援など、転入者を増加させるための施策の充実が必要である。また、移住者の増加に向けては、本町の魅力や移住についての支援等の情報発信を強化するとともに、幅広く国民のニーズに即した施策の創設や強化を進める必要がある。

イ 地域間交流

地域を越えて多くの人と交流を深めることは、自らの視野を広げ、自らが住む地域を見直し、そのことにより郷土愛を高めることができる。本町では、文化、産業、スポーツなどあらゆる分野での人の交流や物産交流などの地域間交流、中学生の派遣・受け入れのほか国際交流協会を中心とした住民レベルの国際交流を推進してきた。

今後においても、こういった交流を通じて、町民がより幅広い視野や知識を持ち、地域の活性化に生かされるよう、取組を続ける必要がある。

また、地域間を結ぶ道路整備を引き続き進めるとともに、J R山陰本線の利便性向上を含め一体的な交通ネットワークの整備を推進し、交流を促進することが必要である。

ウ 人材育成

当町では、人口減少、少子高齢化が加速度的に進み、地域を担う人材の不足が大きな問題となっていることから、社会情勢の変化に伴って多様化している地域課題への即応が困難な状況となってきた。

このことから、移住の促進や関係人口の創出・拡大等を進め、地域内外で多様な人材を

確保することが必要である。また、併せて、地域の持続的発展に向けては、多様な分野の専門人材も必要であり、人材の育成や確保については長期的な取組として、京都府や近隣の市や民間事業者等と協力・連携する中で進める必要がある。

（２）その対策

ア 移住・定住

（ア）定住促進のための取組の推進

- ・ 京丹波町で暮らし続けてきた町民や新たに暮らし始めた町民のまちの住み心地度を高め、住み続けたいと思えるまちづくりの取組に努める。
- ・ 多様な世代の定住につながる効果的な支援制度を検討し、その推進に努める。

（イ）移住促進のための取組の推進

- ・ 京丹波町の魅力を発信することによって、町外の人々の興味や関心を喚起するとともに、京丹波町移住相談窓口の運用によって移住希望者からの相談に的確な対応ができるよう移住定住促進に取り組む。
- ・ 町が行う支援や生活に関する情報等を、町のホームページのほか、国や関係団体が運用する移住情報サイトを活用して、移住希望者に届ける。
- ・ テレワーク、ワーキングホリデーの推進、サテライトオフィス等の整備など、企業・創業等への支援とも連携しながら効果的な支援策を講じる。
- ・ 町内の空き家状況について調査・把握を進めるとともに、移住希望者などへの情報提供について、利便性を高める。
- ・ 多様な世代の移住につながる効果的な支援制度を検討し、その推進に努める。

イ 地域間交流

（ア）友好都市交流等の推進

- ・ 友好都市等との間で、町民・児童がお互いの地域の風土や文化に触れながら、友好を深める事業の実施に努める。
- ・ 行政のみならず、町民、地域、団体等が連携を図りながら、経済、教育、文化、学校間交流など、友好都市交流の充実に努める。

（イ）多様な交流の推進

- ・ 町外で行われる物産展への出展など、民間による交流を促進する。

（ウ）交流の促進に向けた取組

- ・ 道路交通網とＪＲ山陰本線が一体となった交通ネットワークの整備。

ウ 人材育成

(ア) 農業の担い手育成

- ・ 農業普及センターや関係機関と連携した就農促進などにより、地域農業の維持・発展に努める。
- ・ 農業者に対して、専門的な知識や技術を習得する研修等を実施するとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関と連携を強化する。

(イ) 福祉人材の育成・確保

- ・ 福祉関係専門職やボランティアなどの福祉人材の育成・確保に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	定住者誘致推進事業 お試し住宅整備等	京丹波町	
		空き家再生等推進事業	京丹波町	
		サテライトオフィス整備事業	京丹波町	
	(2) 地域間交流	畑川ダム周辺整備事業	京丹波町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	定住者誘致推進事業	京丹波町	
		空き家再生等推進事業	京丹波町	
		サテライトオフィス推進事業	京丹波町	
		地域間交流連携推進事業	京丹波町等	
		人材育成推進事業	京丹波町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

本町は、農林業を主産業として発展してきた。近年では、水稻を中心とした農業経営のほか、丹波地域特有の自然を生かした黒大豆や小豆などの丹波ブランド、さらには京野菜などが生産されている。また、食料自給力向上や農地などの農村環境の保全に向けた取組が、国の直接支払制度等を活用しながら進められている。

そのような中、高齢化の進行、中山間地域という不利な営農条件、社会情勢の変化などを背景に担い手が不足するとともに耕作放棄地が増加しており、担い手の確保と農業経営の安定化、農地の保全が大きな課題となっている。

また、本町は、乳用牛・肉用牛、養豚、養鶏等の畜産が盛んであるが、その一方で家畜ふん尿の堆肥化施設の適正管理と堆肥の一層の活用が課題となっている。最近では、遊休農地の解消と安心・安全な粗飼料の供給に向けて、耕種農家と畜産農家が連携し飼料用稲・飼料用米の栽培の取組が進んでいる。

高病原性鳥インフルエンザ発生地域では、廃鶏舎の解体、処分、解体後の活用が大きな課題となっていたが、環境を活かした映画ロケ地として活用することとし、ロケに必要な施設整備等も進め、一体的な有効活用が可能となった。今後は、地域の活性化・発展につなげていくため、映画ロケ等の誘致を強力に進める必要がある。

林業は本町の基幹産業であるとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるために重要な役割を担っている。この営みが将来にわたって安定的に継続されていくためには、間伐や主伐等に取り組む為に必要な高性能林業機械の導入(賃貸借含む)を促進するとともに、新たな木材需要の創出が必要である。また、事業体が長期的に安定して経営を続けるためには、担い手の確保が必要であり、林業事業体等と連携しながら、労働環境の向上を含め進める必要がある。

また、シカ等の有害鳥獣による農作物への被害が、農業者の生産意欲の低下を招いていることから、有害鳥獣対策が本町の農林業における重要課題となっている。

水産業については、アユ、アマゴ等の種苗放流事業を中心に行っている。

イ 商工業・観光

商業については、農林業が中心であるものの、豊かな自然が育む農産物や地域資源を活かした特産品加工が進められており、地元企業や農家による6次産業化を推進してい

る。

工業については、町内に比較的規模が大きい食料品や飲料、化学製品などの製造業をはじめ、機械加工業などの工場が立地しており住民の就業の場となっているが、小規模零細企業では、後継者不足や人手不足が深刻となっている。

こうした中で、商工会との連携を一層強化し、商工会への支援をはじめ商工業者の経営安定を図る必要がある。

観光については、大都市近郊の農山村という好条件を生かし、長老ヶ岳、由良川、琴滝、質志鐘乳洞など自然資源を生かした観光がにぎわいを見せている。最近では、豊かな食文化を活かした体験型農業観光や自然の中で過ごすことで得られる「癒し」を切り口とした「リトリート（静養・休息）ツアー」など、本町ならではの観光を推進している。

しかし、町内観光施設の多くは老朽化による改修等を必要とする時期にさしかかっており、その対応も課題となっている。

本町は、少子高齢化における人口減少が顕著な地域であるが、地域の活性化に資するため、地元の複数集落による地域連携組織も設立され、年間を通じて様々な活動が活発に行われている。当町は山間傾斜地形のため、地域住民が一堂に会することができる広い場所、空間が少ないことに加え、積雪の多い冬季においては、地域行事や文化イベント、スポーツ活動の実施が困難となっていることから、年間を通じて利用可能な地域の活動拠点の整備が望まれている。また、災害時においては広域避難ができる場所の整備が必要となっている。

（２）その対策

ア 農林水産業

（ア）農業

- ・ 機械・施設整備や技術指導などにより、農林業後継者と営農組織をはじめ農業公社、農林業関係団体を育成する。また、農家の協力を受けた実地研修や空き家等の活用など、新規就農（林）者の受け入れ態勢と定住基盤を整備し、担い手の確保を図る。
- ・ 農業は農地の管理に必要な除草等、労働強度が高い作業が多く、その低減のため、ラジコン草刈り機を導入するなど、効率化に資するスマート農業を推進する。
- ・ 市場評価の高い良食味米の生産を目指すとともに、丹波ブランドである黒大豆、小豆をはじめ、京野菜、ソバ等の特産物の育成を図る。また、にぎわいを見せている直売所の充実・拡充に向け、販売施設の整備を行い、地場産業の振興に取り組む。さらには、他産業との連携や６次産業化の推進により、地域経済の活性化を図る。

- ・ ほ場、ため池、水路などの農業施設整備による農地の保全、特に農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策を実施する。
- ・ さらには、農家をはじめ地域住民や組織などが連携する農地等の保全、多面的機能の維持と発揮、集落機能の維持を図るための取組の推進により豊かな農村環境を創造する。
- ・ 有害鳥獣対策については、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、有害柵の設置による被害防止対策を推進する。併せて、有害鳥獣の個体数を減らすため、狩猟者育成や広域捕獲の実施、檻の設置など京丹波猟友会と連携し、捕獲対策を推進する。

(イ) 林業

- ・ これまで先人の知恵と努力によって築き上げられてきた本町の森林資源を、循環利用しながら次の世代につないでいくことが重要であることから、森林所有者等が森林整備に継続的に取り組み、成熟した森林の若返りによる木材供給力の確保を図るため、『伐採する→利用する→植栽する→育成する→伐採する』というサイクルによって森林資源の循環利用を確保していく。
- ・ 長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代、町外への転出等により森林所有者への森林への関心が薄れ、間伐の遅れなど手入れ不足の森林が増加していることから、森林の持つ経済的機能と公益的機能の調和を図りながら森林整備に関する支援の充実を図るとともに、林道、作業道等の計画的整備を推進する。
- ・ 未利用間伐材等を利用した木質バイオマスエネルギーの導入をはじめ、様々なバイオマスの活用を図り、エネルギーの自給自足を推進し、地域経済の再生と環境にやさしい循環型農林業の確立を目指す。
- ・ 森林は二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしていることから、地球温暖化防止対策として、多様で健全な森林づくりに取り組み、長期的な視野に立って森林資源の整備を図る。
- ・ 高性能林業機械導入（賃貸借含む）の促進等により効率化を図り、林業事業体の経営安定につなげる。
- ・ 京都府及び京都府立林業大学校との連携により、次世代の林業の担い手を育成、確保する。

(ウ) 水産業

- ・ 水産業については、由良川水系の和知川、高屋川、上乙見川などにおけるアユ、アマゴ等の水産資源を育成するとともに、漁場の確保や水質等の河川環境を保全し、内水面漁業の振興、さらには、それを通じた観光の振興につなげる。

イ 商工業・観光

(ア) 商工業

- ・ 小規模経営支援事業による商工会の活性化と小規模事業者経営改善等のための経営指導の充実を図る。また、中小商工業者の資金融資に対する利子補給金事業や中小企業特別融資制度による保証料補給金事業などを推進し、商工業者の経営安定に向けた支援を行う。さらに、町商工会及び金融機関等とのネットワーク組織「京丹波町創業支援ネットワーク」を通じて、創業や第二創業支援に努める。
- ・ 工業について、本町の農林業と結びついた新たな形態の食品加工をはじめ、地域に根づいている製造業の振興を図るとともに、各種支援制度の活用や道路交通網の整備効果を最大限に生かしながら企業の誘致・誘導を図り、働く場の確保に努める。

さらに、町内企業及び行政、商工会、金融機関、学校等の関係機関による産業振興のプラットフォーム組織「京丹波町産業ネットワーク」を構築し、町内企業の新事業創出や連携による産業活性化と雇用促進の両立を図る。また、企業が本町の構成員として地域社会へ貢献できる環境をつくり、まちづくりへの積極的な参画を促進する。

(イ) 観光

- ・ 観光交流施設の機能充実及び適正な管理運営に努めるとともに観光情報の一元化と情報発信を行い、豊かな自然、農林水産業、地域文化等を通じた本町ならではの観光交流を推進する。
- ・ 全国的な食のブランドである京都丹波の活用と豊かな森林資源の利活用を図り、合わせて観光資源の掘り起こしや、これらを生かしたイベントの開催及び観光ツアーの造成などの着地型観光を推進し、一体的に観光振興施策を実施する。
- ・ 道の駅は第3ステージへと移行し、地方創生・観光を加速する拠点へとその位置づけは変化してきている。京丹波町内4箇所の道の駅についても誘客機能だけでなく公共施設機能も含めた地域振興拠点機能や防災機能を兼ね備えた道の駅として整備し、さらに観光人口、交流人口、関係人口創出の拠点として推進する。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
２ 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地保全事業 農地保全工事農業基盤施設改修等補助	京丹波町	
		農業農村整備事業 農村地域防災減災事業（ため池改修）	京丹波町	
		ハツ谷池下流水路改修工事	京丹波町	
		森林整備事業 公有林整備等	京丹波町	
		木材搬出事業	京丹波町	
	(5) 企業誘致	企業誘致推進事業	京丹波町	
	(6) 起業の促進	インキュベーション（起業家育成） 施設整備	京丹波町	
	(8) 観光又はレク リエーション	観光交流施設整備事業	京丹波町	
		森林セラピー基地局整備事業	京丹波町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業	農林漁業関係補助事業	京丹波町	
		経営体確保・育成事業	京丹波町	
		堆肥による土づくり事業	京丹波町	
		木材搬出補助事業	京丹波町	
		ぬく森のイス贈呈事業	京丹波町	
		薪ストーブ等購入補助事業	京丹波町	
		観光施設管理運営事業	京丹波町	
		グリーンランドみずほ管理運営事業	京丹波町	
		特産館「和」管理運営事業	京丹波町	
		まるごと観光推進事業	京丹波町	
		プレミアム商品券発行事業	京丹波町	
		地域商社プロジェクト	京丹波町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
京丹波町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等 販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

急速な情報化が進展する中で過疎地域の生活を維持するには、情報化の促進は重要な施策である。

過疎地域以外との情報通信基盤の格差を生じさせないため、本町では、公設公営によるケーブルテレビ事業により、難視聴地域の解消や通信環境の整備などハード面の基盤整備を行いながら過疎地域の通信体系の充実に努めてきた。

一方、近年においては、急速に変化する情報通信技術など本事業を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、将来における財政負担や持続可能で安定したサービス提供を行うことが困難となることから、本事業を公設公営から民設民営とする民営化に向けて取り組むこととした。

近年、情報通信技術は急速に変化し、4K・8K映像配信や5G・6G、人工知能(AI)、IoTなどのDX(デジタルトランスフォーメーション)が進む中、本事業の民営化によって新たな情報通信基盤が整備されることで、情報化のまちづくりに繋がる様々な有効活用の検討が必要である。

(2) その対策

ア 情報化

- ・ ケーブルテレビ事業の民営化に係る必要な支援及び円滑な事業展開を図る。
- ・ 民営化事業者と連携・協働を進めるほか、デジタル・ディバイドの解消、情報リテラシーの向上及びICT利活用の啓発を推進する。
- ・ デジタル化の推進に必要な人材育成・確保への取組を進める。
- ・ 民営化による新たな情報通信基盤を有効活用し、行政事務の効率化や住民生活の利便性など積極的なICT利活用の推進を図る。
- ・ 防災情報の充実、企業誘致、移住定住対策、ICT利活用やテレワークの活用及び自主放送番組(コミュニティチャンネル)のさらなる充実など地域の特性を活かした施策の展開を図る。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
３ 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	ケーブルテレビ民営化推進事業 (施設整備)	京丹波町等	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ケーブルテレビ民営化推進事業 民間移行に係る町負担金	民間事業体等	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町には、南部を東西に貫通する国道 9 号、西部を南北に貫通する国道 173 号、本町を起点に北部を横断する国道 27 号が通過している。国道においては、渋滞緩和を目的とした 4 車線化や、狭小区間及び異常気象時の通行規制区間の解消を目的としたバイパス工事が計画的に実施されてはいるものの、現時点においても狭小区間や歩道未設置区間の解消等の課題を抱えている。

京都縦貫自動車道は、宮津市－久御山町間の約 100 キロメートルを結ぶ高規格幹線道路で、平成 8 年 4 月に京都丹波道路（京都市杵掛－丹波間 31.3km）が開通し、現在は、杵掛 IC から園部 IC までが 4 車線、園部 IC から丹波 IC までが暫定 2 車線で供用されている。丹波綾部道路（丹波－綾部間、29.2km）は、平成 20 年に綾部安国寺 IC から京丹波わち IC（7.7km）まで、平成 27 年に京丹波わち IC から丹波 IC（18.9km）がそれぞれ暫定 2 車線で供用され、全線開通となった。

府道は、主要地方道 5 路線、一般府道 11 路線で、国道とともに本町の幹線道路である。

町道は、703 路線（総延長約 388km）で、国道や府道、各集落を結ぶ生活道路として重要な役割を果たしている。これまで計画的に拡幅改良等の整備を進めてきたが、令和 6 年度末で改良率 57.6%、舗装率 78.9%という数字に表れているように、引き続き改良等が必要な状況である。

また、農道は、農産物の広域的な流通基盤と農村地域の農業生産と生活の向上に必要な道路であり、林道等についても、本町の林業振興と森林の適正管理のために必要な道路として、それぞれ整備を進めている。

イ 交通確保対策

J R 山陰本線は、平成 8 年に電化高速化工事が完了し、平成 22 年 3 月には、京都～園部間の複線化が完了した。複線化により、快速電車の増発、所要時間の短縮、上下線均衡のとれたダイヤの設定が図られたが、園部以北の複線化と列車の増発等による利便性の向上という大きな課題を抱えている。町内の 4 駅はすべて無人駅であるが、和知駅では駅の活性化に向け、和知の駅を守る会が切符販売、和知駅前活性化委員会が喫茶営業等を行うなど、それぞれ鉄道の利用促進をはじめ駅を拠点とした地域振興に寄与しているが、人材確保等が難しく、将来的な運営に問題が生じている。

町民の移動手段として不可欠な町営バス事業については、町内ほぼ全域を網羅するように12路線で運行しているが、スクールバス機能を中心にして運行せざるを得ない状況であり、マイカーの普及もあることから一般の乗客数は少ないのが現況である。

こうした中で、高齢者等の生活、移動手段としての町営バスのニーズは高いものがあるため、適正な運行管理を行い、安心・安全で利用しやすい町営バス運行が課題となっている。

(2) その対策

ア 道路

- ・ 交通体系については、人・物・情報が円滑に流動し、各地域がそれぞれ連携し、発展していくために、都市部と本町を結ぶ京都縦貫自動車道や国道の整備促進、幹線道路網の整備促進、J R山陰本線（園部以北）複線化の促進と利便性の向上、身近な道路・交通体系の整備を推進する。
- ・ 京都縦貫自動車道京丹波P Aと一体型で整備した道の駅「京丹波 味夢の里」と、隣接する京都府立丹波自然運動公園の両施設の一層の振興と防災拠点機能を高めるため、アクセス道路の整備と、京丹波P Aから出入りができる施設の整備を推進する。
- ・ 国道は広域的な幹線道路であり、また、府道各線は地域を結ぶ幹線道路である。広域的な交通の利便性を高め、町内の安全な移動を確保するため、拡幅改良等の未整備区間の早期着工と完成、交差点右折レーンや歩道などの交通安全施設の早期設置に向けて、関係機関へ積極的な働きかけを行う。
- ・ 町道、農道、林道・作業道等については、日常生活や農林業経営の基礎的な道路として町域の均衡のとれた拡幅改良、開設等の整備を計画的に行うとともに、町道をはじめとするすべての道路について、四季を通じて安全・安心な移動と快適な道路環境を維持するため、地域住民とも連携しながら適正な道路維持管理を行う。
- ・ 里道等については、道路法の適用を受けないものの、一般の交通又は生活の用に供されていることから、地域住民による適切な維持管理に対し、認定外道路整備補助金として、その一定経費に補助を行う。

ア 交通確保対策

- ・ 鉄道については、J R山陰本線（京都－園部間）の複線化により、住民の通勤・通学圏の拡大等が図られている。今後は、IC カード化による利便性の向上や園部以北の複線化と増発に向けて要望と取組を進めるとともに、駅周辺を活性化し、鉄道を利用しやすい交通環境づくりに努める。

- ・ バス交通については、住民の身近な交通機関として町営バスを運行し、高齢者等住民の生活に係る移動支援対策の維持確保に向け、車両の更新を含めた適正な運行管理を行い、継続的なバスの運行の充実を図る。
- ・ 鉄道、バスなどの公共交通に加え、買物弱者対策など民間や地域住民などによる新たな移動手段も検討しながら、地域公共交通ネットワーク及び買物支援ネットワークの形成を目指す。
- ・ 地域で支え合う交通手段として、地域がカーシェアリングを導入するにあたって、必要な支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通手段整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	町道蒲生野中央線改良（蒲生）	京丹波町	
		町道安井南谷線改良（安井）	京丹波町	
		町道市場上ノ山線改良（市場）	京丹波町	
		院内・上豊田地区排水路整備（院内・上豊田）	京丹波町	
		町道豊田新田曾谷線改良（上豊田）	京丹波町	
		町道下山駅前線改良（下山）	京丹波町	
		町道北山線改良（上大久保）	京丹波町	
		町道須知市森桃根線改良（市森）	京丹波町	
		町道豊田曾谷線改良（上豊田）	京丹波町	
		町道水原上大久保線改良（水原）	京丹波町	
		町道大朴東道ノ下線改良（大朴）	京丹波町	
		町道井壁谷線改良（井脇）	京丹波町	
		町道下山日吉線改良（下山）	京丹波町	
		町道寺垣内1号線改良（上大久保）	京丹波町	

	橋りょう	町道新宮谷線改良（豊田）	京丹波町	
		町道実勢草貝線改良（実勢）	京丹波町	
		町道豊田シミ高屋川線排水路（豊田）	京丹波町	
		町道市場大倉線改良（大倉）	京丹波町	
		町道大迫上乙見線改良（上乙見）	京丹波町	
		蒲生野排水路整備（蒲生）	京丹波町	
		舗装修繕工事（管内1・2級町道）	京丹波町	
		自転車走行空間整備	京丹波町	
		町道須知実勢線改良	京丹波町	
		町道稲次安栖里線改良	京丹波町	
		町道佐曽根線改良	京丹波町	
		町道高岡鎌倉線改良	京丹波町	
		町道久保地線改良	京丹波町	
		町道下粟野中央線改良	京丹波町	
		町道富田大谷線改良	京丹波町	
		町道角三ノ宮線改良	京丹波町	
		町道藤ノ瀬大郷線藤ヶ瀬橋改良	京都府	
		橋梁修繕工事 （橋梁長寿命化修繕計画）	京丹波町	
	(3) 林 道	林道開設事業 林道月ヒラ長老線	京丹波町	
	(4) 鉄道施設等 その他	駅再生等活性化事業	京丹波町	
	(5) 自動車等 自動車	町営バス更新	京丹波町	
	(6) 過疎地域持続	認定外道路整備補助事業	京丹波町	

	的発展特別事業	買物支援事業	京丹波町	
		高齢者運転免許講習実施支援事業 補助金	京丹波町	
		デマンド交通推進事業	京丹波町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

平成 29 年度から京丹波町水道事業として公営企業法の完全適用を受け、安全で安定した水道水の確保・供給と、経営の「見える化」による経営安定化に取り組んでいるが、施設の老朽化や耐震化等への対応、加えて、機能低下している既存水源への対応が大きな課題となっている。

イ 下水処理

本町においては、集合処理施設である特定環境保全公共下水道、農業・林業集落排水施設及び簡易排水施設を整備し、施設の区域外においては、合併処理浄化槽により地域に応じた生活排水施設の整備を進めてきた。

老朽化に伴う故障等も突発的に生じている状況であるが、平成 26 年度から行った劣化具合の診断調査を踏まえた計画的で効率的な補修等を進めることとしている

ウ 火葬場

船井郡衛生管理組合火葬場については、昭和45年4月に建築され 50 年以上が経過し、老朽化が進んでおり、近年多額の修繕費が必要となっている。また、バリアフリーへの対応や駐車場の不足等、利便性にも多くの課題を抱えている。

エ 消防

本町には常備消防の一部事務組合である京都中部広域消防組合丹波出張所が置かれているが、管轄する範囲は広大であることから、火災をはじめ、あらゆる災害から住民と財産を守る上で、町消防団が果たす役割は大きいものがある。

本町の消防団は、消防団員数は 654 人、消防ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ付き積載車 48 台、小型動力ポンプ 4 台（いずれも令和 6 年度末現在）を有している。このような体制で最大限の消防機能を発揮しているが、若年層の流出による消防団員の確保難、町外での就業者が多いため昼間人口が少ない等による初期消防力の低下などの問題を抱えている。また、これまで計画的に防火水槽 483 基を整備してきたが、集落が点在する上に小河川が多いため水利不足であり、その数は十分とはいえない。

本町消防団の発足後、組織体制の再編に合わせた機械器具や水利確保のための防火水

槽、防災センターなど消防施設の整備、集落を単位とした自主防災組織の全町的な設置が課題となっている。

オ 住宅

本町は、若者定住対策の一環として地域の均衡を図りながら町営住宅の整備を進めてきており、令和6年度末で17団地143戸の住宅を有している。

今後は、住宅ニーズなどを的確に把握しながら町営住宅の整備を推進するほか、住宅の耐震化改修、高齢者向けの改修、太陽光発電等の省エネ設備整備等、時代や住む人のニーズに合った改修の推進や、住宅立地対策の推進と住宅情報の提供を行い、定住人口・移住者の増加を図っていく必要がある。

カ 町有施設の解体撤去

全国的な人口減少と少子化という社会潮流の中で、本町においても児童数の減少が進行しており、町合併以前から学校等の統合を進めてきた。

また、高度経済成長、人口増加、住民ニーズの多様化等に対応するために整備された施設の多くが、老朽化や住民ニーズの変化等により、遊休化しつつある状況である。

このような施設については、維持管理経費が増加するほか、老朽化した施設が住民の生活圏内に立地している状況などから、安心安全な生活にも影響を与える恐れもあり、廃校となった校舎や遊休施設などで、今後も利用の見込まれない施設については早急な解体撤去が必要となっている。

キ 防犯・防災

本町では、広大な土地に住居が点在する集落が多く、地域コミュニティ活動としての防犯対策及び防災対策は極めて重要である。

独居高齢者の増加が顕著であるなどの実情から、地域内の治安維持と犯罪抑止のため、地域コミュニティ活動の一環として街灯の設置促進を図る必要がある。

また、地域コミュニティ活動を行うための拠点となるのが地域の公民館や集会所であり、東日本大震災以降施設の耐震化などの必要性が高まっている中で、地震から地域の拠点を守り、コミュニティ活動の継続性を担保することが求められている。

災害時等における通信体制確保を目的として平成27年度移動系防災行政無線を整備したが、老朽化により、機器の維持管理等が課題となっている。

(2) その対策

ア 水道

- ・ 水道水の供給にあたっては、各水源の水質と周辺環境の保全対策を進めるなど良好な施設の維持管理を行う。
- ・ 水道施設については、施設の状況を調査し、計画的に耐震化工事及び老朽化対応を実施するとともに、機能低下する既存水源の代替として、安定水源からの供給を可能とする管路及び施設の再整備を検討し、施設の統廃合を進めることで、安定した水質と水量の確保を図る。
- ・ 水道事業については経営状況を分析し、経営の安定化を図る。

イ 下水処理

- ・ 集合処理による下水道施設整備は完了したことから、今後は未接続世帯への普及促進及び処理施設等の適正管理と機器更新等による長寿命化を図る。
- ・ 集合処理区域外の地域については、合併処理浄化槽設置を推進するとともに、町管理制度活用を促し、適正な維持管理を行う。

ウ 火葬場

- ・ 船井郡衛生管理組合火葬場施設の老朽化への対応として、新たに火葬場を建設する。

エ 消防

- ・ 災害はいつ、どこでも起こり得ることを前提に、防災対策や危機管理体制の充実、コミュニティの役割の再認識など安心・安全のための体制を備える。
- ・ 火災をはじめ豪雨や台風などの災害から住民の生命と財産を守る重要な役割を担う消防団体制の強化と、機械器具、防火水槽、消火栓ボックス等を計画的に整備し、初期消火体制の充実を図る。さらに、消防団活動の拠点となる防災センターの計画的整備を検討する。
- ・ 常備消防（京都中部広域消防組合）による広域消防防災・救急体制の充実・強化を要請する。
- ・ 行政区、自治会等を単位とした自主防災組織の組織化を促進し、地域住民の連帯意識からなる自主的な防災活動を促進し、予防啓発活動を中心とした地域ぐるみの防災体制の確立に努める。
- ・ 移動系防災行政無線については、経年劣化等による老朽化が進んでいる。災害時の通信体制の確保、住民や関係団体との情報伝達手段の確保のため、当該無線の更新を検討する。

オ 住宅

- ・ 若者等の定住を促進するため、住宅ニーズの把握、地域の事情、交通等その他の環境を勘案しながら、町営住宅の整備・改修や分譲宅地の造成をはじめ、ハード・ソフト両面にわたって総合的な住宅施策を計画的に推進する。また、空き家を含めた住宅情報の提供に努める。
- ・ 町民の居住環境の向上と、定住人口の増加及び地域活性化を促進するため、住宅の長寿命化改修、高齢者向けの改修や、太陽光発電等の省エネ設備整備等、時代や住む人のニーズに合った改修の推進を図ることとし、必要となる費用の一部を支援する。
- ・ 町営住宅の整備と合わせて、水道水の制約などから住宅立地が進まない民間開発団地において、水道事業と連携しながら計画的に条件整備に努め、住宅立地への誘導を図る。

カ 町有施設の解体撤去

公共施設等総合管理計画の方針に基づき、個別施設の活用について検討し、使用見込みのない施設については解体撤去を実施するとともに、跡地については避難地や地域住民のコミュニティの場など、新たな利用方法を検討する。

キ 防犯・防災

- ・ 地域コミュニティ活動の一環として、区等自治会組織が自主的に取り組む街灯設置を後押しするため、その一定経費を補助することで防犯対策を図る。
- ・ 区等自治会組織が、地域コミュニティ活動の継続性を保つため、現状の公民館等集会所施設の耐震診断を実施し、さらに、その結果により耐震改修を行う場合に、その費用の一部を支援することで、地域防災力の向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業 浄水場、ポンプ室、加圧ポンプ、配水池、 減圧設備、導水管・送水管・配水管布設 ほか	京丹波町	

	(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	京丹波町	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業（機能強化事業） 処理場・管路	京丹波町	
	その他	浄化槽設置整備事業	京丹波町	
	(3) 火葬場	新火葬場整備 1 施設	船井郡衛生 管理組合	
	(4) 消防施設	防火水槽整備	京丹波町	
		消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ 付積載車整備	京丹波町	
		防災センター	京丹波町	
	(5) 過疎地域持 続的発展特別事 業	移動系防災行政無線整備	京丹波町	
		不要町有施設の解体撤去	京丹波町	
		公民館等集会所耐震化補助事業	京丹波町	
		街灯設置補助事業	京丹波町	
		耐震化補助事業	京丹波町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の加速やコロナ禍による社会の変化などにより、これまでになく大きな転換期を迎えている。本町においても、出生数や若者人口の減少や地域ぐるみでこどもを守り、育てていくためのコミュニティの希薄化が懸念されている。

本町ではこれまで、認定こども園の整備やこども家庭センターの設置、高校生までの医療費無償化、こどもの入学・卒業祝い金の支給などを通じて安心してこどもを生み、育てることができる環境づくりに努めてきた。

現在、令和7年度からの5か年計画である「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「広げよう 地域の輪 みんなで子育てするまち 京丹波」を基本理念として、こどもの成長に応じた切れ目ない支援や本町ならではの教育の推進、安心して子育てと仕事が両立できる環境整備といったこどもや子育てに関する施策を総合的に進めている。さらに令和8年度からの4か年計画である「(仮称)第1次京丹波町こども計画」と連携させることで、若者支援や貧困対策、こどもの意見が生きるまちづくりなどさらに幅広い施策を推進していく。

貧困や虐待、ヤングケアラーなど、こどもや家庭をめぐる課題がますます深刻・複雑になる中で、将来にわたって「こどもの声が聞こえるまち」を維持していくために、行政だけでなく地域住民や関係団体などとも連携しながら事業を進めていくことが求められている。

イ 保健・福祉

本町には、瑞穂保健福祉センター等の保健・福祉の拠点と、町立の京丹波町病院や和知診療所等がある。民間の医療機関や福祉施設との連携を強化しつつ、住民による活発な福祉活動との協働によって、高齢社会に対応した総合的な保健・福祉・医療施策を展開し、住民の安心の確保に努めている。

本町では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診やがん検診など、すべての住民健（検）診の無料化により受診率を上げ、さらに、健康手帳の配布や全区での健診結果説明会（巡回健康相談）の実施により、疾病の早期発見・早期治療だけでなく、疾病の予防など、「100年の健康づくり ずっと もっと健幸に」という生

涯にわたる健幸な身体づくりを目指している。

本町の老年人口比率（高齢化率）は 39.9%（平成 27 年国勢調査）で、全国平均を大幅に上回る高齢社会となっており、介護の必要度が高まるとされる 75 歳以上の高齢者の割合も高いことから、高齢社会を支えるマンパワーの確保が喫緊の課題となっている。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症を有する人や、様々な在宅医療を必要とする人が増加する中で、介護等が必要な状態になっても安心して暮らせるように、介護保険制度による居宅介護（支援）サービスと施設介護サービスの推進はもちろん、地域における見守り、助け合いや、ボランティアなど多様な担い手による福祉活動を推進していかなければならない。

また、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が健康で生きがいのある暮らしができるように、各施設・事業所の相互連携を強化し、各サービスを包括的かつ効率的に提供するとともに、シルバー人材センターや共同作業所など、多様な活躍の場を通じてだれもが積極的に社会参加や交流ができる環境づくりが必要である。

（２）その対策

ア 子育て支援等

- ・ 少子化に対応するため、若者定住施策や働く場の確保、男女の出会いの支援、男女共同参画社会を目指す施策など相互に関連する施策と連動させながら、ハード・ソフト両面にわたる子育て支援対策を推進する。
- ・ 医療費助成やチャイルドシート購入助成をはじめ、母子保健の推進、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業の充実、地域ぐるみや多世代による子育て支援など、安心してこどもを産み、育てることができる環境を整えるとともに、子育て家庭が孤立化し育児に悩むことがないように、切れ目のない子育て支援が提供できる体制づくりの構築を目指し、地域や社会全体における総合的な子育て支援を推進する。
- ・ 必要な情報が必要とする人に届けられるように、京丹波町の子育て環境や子育て支援施策について広く広報するとともに、子育て世帯などが孤立しないよう地域コミュニティの中で気軽にコミュニケーションや情報提供できるような環境づくりを進める。
- ・ こども家庭センターを拠点として、こどもや妊産婦、子育て中の方の相談や情報提供などの支援や関係機関との連絡調整を行う。
- ・ こどもの意見をまちづくりに生かせるような仕組みを構築し、本町においてこども

に関連する施策を実施する際はこどもから意見を聴取したうえで進めていくよう周知を行う。

イ 保健・福祉

- ・ 一人ひとりが生涯健康で安心して暮らせるまちの実現に向けて、保健・福祉・医療・介護・生活支援・住まいのサービスを提供する地域包括ケアの体制づくりを進めるとともに、住民が健康に対する意識を高めた自主的で主体的な健康づくりを推進する。
- ・ 住民健（検）診の受診率の向上を図るとともに、受診後の健康教育（指導）、健康相談による疾病予防対策、乳幼児から高齢者までそれぞれの世代に応じた健康づくりの支援などを充実する。
- ・ 保健センター等既存施設の充実と施設間連携、健康指導等の充実に向けた専門職員の確保、さらには、介護・福祉・医療との連携による高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、総合的な保健推進体制を強化する。
- ・ 本格的な高齢社会において、福祉サービスに対するニーズが高度化・多様化する中で、住民一人ひとりが支え合い、すべての人が安心して暮らせる充実した福祉社会の実現に向け、民生児童委員や町社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら各種福祉施策を総合的に展開するほか、人材育成とともに、だれもが気軽に参加できるボランティア活動の促進と地域ぐるみの福祉活動の充実を図る。

併せて、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で引き続き自立した生活ができるように、在宅生活への支援の充実を図る。

- ・ 高齢者や障害のある人が、健康状態や生活状況に応じて社会に貢献することにより生きがいのある暮らしができるように、シルバー人材センターや共同作業所などのほか、多様な活躍の場を通じて社会参加ができる環境の充実を図る。
- ・ 要介護状態になることや重度化することに対する予防を強化するため、介護予防事業を実施するとともに、介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護職員等の人材確保の推進や介護サービス等の提供体制の充実を図るほか、介護保険制度の円滑・適切な運営に努める。併せて、介護保険制度だけでは対応しきれない高齢者の困りごと等の解決に向けた支援体制の確立を図る。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	在宅高齢者等生活支援事業	京丹波町	
		その他健康診査事業	京丹波町	
		チャイルドシート購入助成事業	京丹波町	
		ファミリー・サポート・センター事業	京丹波町	
		すこやか子育て支援金事業	京丹波町	
		子育て世帯住宅リフォーム支援事業	京丹波町	
		すこやか子育て医療費助成事業	京丹波町	
		高校生等医療費助成事業	京丹波町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、町立の医療施設として京丹波町病院（一般病床 47 床）、質美診療所、和知診療所、和知歯科診療所を平成 23 年 4 月から京丹波町病院に経営を一本化して運営しているほか、民間医療施設としては、1 病院（療養病床 60 床）、1 診療所、5 歯科診療所があり、これらを拠点に地域医療の確保と住民の健康増進を図っている。

本町の二次医療圏である南丹医療圏には、亀岡市や南丹市とともに京都中部総合医療センター（一部事務組合）が設置され、本町の医療機関及び民間病院とともに高度医療機関との連携を図っている。

このような環境の中、町立医療施設は初期診察に幅広く対応できるよう総合診療の充実と、在宅医療や健康診断、予防接種、学校医等公衆衛生活動の役割を担う等”地域医療”の安定した提供に努めている。

これからも、すべての住民が安心して生活を送るためには、そのライフラインとも言える地域医療の体制確保が必須であり、そのためには医師の確保、取り分け内科常勤医師の確保を常に最重要課題と位置付けて取り組んでいる。

また、地域の医療拠点として住民福祉への貢献という重要な役割を担っている一方、公営企業としての採算性も求められているが、地域医療の提供は必ずしも採算性のある事業とは言えないのが現状である。急速に進む人口の減少、年々上昇する人件費、医療機器の更新や施設のメンテナンス費用等、多々課題を抱えているところであるが、本町の地域包括ケアシステムの医療拠点としての役割を果たせるよう、町内唯一の公立病院である京丹波町病院を核として体制の構築を進めている。

(2) その対策

- ・ 人件費や医薬材料費の抑制、固定資産の回転率の向上等経営の合理化を進める。
- ・ 自治体医療機関としての特長を生かし、保健・福祉・介護・医療との連携による「地域包括ケアシステム」をもとに、予防から回復まで一貫したきめ細かい地域密着型の医療・介護事業等を展開する。
- ・ 京丹波町病院、和知診療所等の町立医療機関と、町内の民間医療機関や、京都中部総合医療センター等、高度医療機関との連携のもとに広域医療体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療情報システム更新 キュービクル更新 空調更新実施設計 空調更新	京丹波町	
	(4) その他		京丹波町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町における学校教育施設は、小学校 5 校、中学校 3 校である。近年、児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校では 5 校の児童総数が町合併当時の 900 人台から 400 人余りとなり、瑞穂地区で 4 校あった小学校が、平成 23 年度から 1 校に統合となった。

〔町立小・中学校の状況〕

(人)		(人)	
小学校	児童数	中学校	生徒数
竹野小学校	2 5	蒲生野中学校	1 2 0
丹波ひかり小学校	1 6 9	瑞穂中学校	5 9
下山小学校	3 2	和知中学校	2 7
瑞穂小学校	1 0 7	計	2 0 6
和知小学校	7 6		
計	4 0 9		

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

全国的な人口減少と少子化という社会潮流の中で、本町においても子ども子育て支援事業の充実、若者定住施策の推進、企業誘致、移住者受け入れに向けた取組等、児童の減少対策にも効果のある施策が行われてきている。

しかし、各種施策を講じることによって効果が現れても、それを維持することは困難であり、児童生徒数の減少による学校の小規模化が進み、小規模校の良さを生かしたきめ細やかな指導支援が充実した一方、児童・生徒が望む多様な教育活動が十分に行えないといった課題も生じている。

さらに、長期にわたって児童数が減少する中で、教育環境の充実等の対策として、専科教員による小中連携、学習の充実、小学校間の合同学習やチーム担任制の導入を進めたほか、京丹波町の地域の教育資源を生かした課題解決型の探究学習の推進や京丹波町の魅力である食を活用した食育を推進し、京丹波町ならではの学校給食を展開する中で、特別栽培米の導入などにより安心で安全な学校給食を実施している。

また、超スマート社会やグローバル社会への対応として、AI の力を活用する一方で、人間の強みである想定外の事態に向き合い最適化を導き出す力や新たな価値を生み出す力を育成することが必要である。多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支える ICT や先端技術を効果的に活用し、

時代の変化に応じた教育を行う必要がある。これらに対応した情報教育、国際理解教育、環境教育のほか、生活文化や豊かな自然など地域資源を生かした探究的な学びなど、多様で特色ある教育を推進しており、当町においても1人1台端末を配備したGIGAスクール構想のもと、デジタル社会に適応できる人材育成が求められている。

また、幼少接続の推進に向け、こども園と小学校が連携し、幼児期に育まれた学びの芽を小学校以降の学びへと円滑につなぐ体制づくりに取り組んでいる。保育、授業の公開や合同研修を実施し、相互理解の促進と継続的な連携を図っている。また、特別支援教育の視点での幼少接続についても、教育支援委員会の取組として専門的な視点を有する教員と協働し、子ども理解と支援の充実を目指している。

一方、全国的な学校教育の課題として、不登校、いじめ、児童・生徒への虐待が深刻さを増している。不登校やいじめの発生には、さまざまな背景や要因があり、児童・生徒一人ひとりに寄り添う丁寧な支援が求められる。

また、虐待事象では、早期発見、早期解決を図るため、家庭・地域・学校及び行政等の関係機関が連携して、児童・生徒の課題解決に取り組むことが求められている。

さらに地域の人材、資源を活用することで学校教育を推進するという営みが町内各小中学校で取り組まれており、運動会等の事業ごとに地域の支援を得るなど、それぞれの地域性に合わせた地域の学校貢献、学校の地域貢献が進んできており、学校と地域住民が一体となった学校づくりを目指している。

また、青少年育成における子どもの居場所づくり及び子育て支援の充実を図るため、ニーズに即した放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と施設の整備を推進する必要がある。

イ 社会教育

人生100年時代の到来を見据えると、生涯を通じて心身共に健康で充実した生きがいの持てる暮らしを送るためには、町民一人ひとりが自発的に学習することができる多様な学習機会の提供と、その拠点となる施設の充実が必要となる。

生涯学習は、公民館、集会施設、各地区において、文化協会加盟団体や公民館サークル登録団体等が多彩な活動を行われているほか、高齢者、障がい者、子ども、親子など、それぞれの体力や年齢、性別、技術、興味、目的に応じた生涯学習活動に参加できる環境づくりが求められている。

生涯スポーツは、アプリを活用したウォーキング事業であるウェルネス京丹波ポイント事業をはじめ、幅広い世代を対象とした多彩な事業や教室の開催など、健康で明るく活力のあるまちづくりの推進に努めている。

昭和 63 年京都国体開催を契機に根づいたホッケー競技とカヌー競技は、関係各位の絶えまない努力が実を結び、町内の中学校、高等学校の全国制覇はもとより、ジュニア層の日本代表選手を数多く生み出し、ひいてはオリンピック候補選手を輩出するなど、本町の名を全国に知らしめる功績を残している。全国レベルにある両競技の競技力を維持するためには、指導者の確保と育成に努め、積極的な大会誘致を行う必要がある。

一方で、生涯学習や生涯スポーツを推進する施設の老朽化に伴う改修等が課題となっている。

（２）その対策

ア 学校教育

- ・ 多様な児童生徒一人ひとりを大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばす学校教育を推進する。そのため、京丹波町メソッドに基づく授業改善を一層推進し、社会の変化に対応できるように「主体的・対話的で深い学び」を実現する。
- ・ 幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた切れ目のない特別支援教育を進めるため、通級教室や校内型適応指導教室などの支援体制の充実を進める。
- ・ ICT の活用など時代の変化に対応した情報教育や国際理解教育、環境教育をはじめ、地域の歴史・文化、自然など身近な地域資源を活用した体験教育、地域住民との交流を通じた教育の推進など教育内容を充実し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校等の施設整備を引き続き図り、児童・生徒が快適に等しく教育を受けられる環境づくりに努める。
- ・ 教育の重要な部分を占める家庭教育を充実するとともに、家庭・地域・学校が相互に連携した一体的な教育を推進する。特に幼小合同研修、架け橋期プログラムの作成等、幼小接続の取組を加速化する。
- ・ 幼・小・中連携のさらなる推進、町内に設置されている京都府立須知高等学校をより活性化するための連携を強化する。
- ・ 児童殺傷や児童虐待を未然に防ぐとともに、早期発見、早期解決を図るため、家庭・地域・学校及び行政が連携して、地域総がかりで児童生徒の安全確保に引き続き取り組んでいく。
- ・ 不登校課題の解消に向け、その背景や要因を的確にとらえ、連携型適応支援教室を設置するなど、一人ひとりにそった丁寧な支援を行う。不登校の未然防止に向け、教育相談機能を充実させ、安心して学び、活動できる学校・学級づくりを進める。
- ・ 引き続き学校・地域社会・家庭・その他の関係者が連携のもと、地域総がかりで、い

じめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

- ・ 次代を担う青少年が郷土を愛し、それぞれの個性を発揮しながら健全に育つように、家庭・地域・学校、さらには関係機関が相互に連携する中で、交流活動や地域社会への参加機会の提供、指導者の育成、相談や支援体制の充実など、青少年の健全育成事業を推進するとともに、青少年の安全確保と社会環境の健全化に努める。
- ・ 京丹波町ならではのより安心・安全な学校給食が安定的に提供できるよう、学校給食センターの適切な運営に向けて体制を整える。

イ 社会教育

- ・ いつでも、だれでも、どこでも気軽に学ぶことができるように、住民や生涯学習団体等が自発的、主体的に活動できる仕組みを支援し、多様な学習機会の提供に努める。
公民館、集会所等、活動拠点施設の有効利用を検討する。
- ・ 少子高齢化が進行する中で、京丹波町自主放送番組を活用した学習の機会の提供や、子どもから高齢者まで世代を超えた幅広い交流を推進する。
- ・ 住民それぞれに適した健康づくりや体力増強、参加者同士の交流など、ニーズに対応したスポーツ・レクリエーションの充実を図るとともに、新たな機会づくりに努める。各種スポーツ大会や教室は内容の充実を図りながら継続して実施し、すべての町民の健康意識の高揚を図る。
- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設や、グラウンド、体育館等の社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、必要な施設改修を行い、併せて学校施設の一般開放を進め、町民が利用しやすい施設となるよう充実に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、古くから行政の単位区（行政区）として自然な形で位置づけられ、行政運営の補完的な役割や行政施策推進の一翼を担うなど、区（住民）と行政が一体となってまちづくりを進めてきた。集落単位で、相互扶助や防災、清掃活動、地域づくりに向けての取組、伝統文化など固有の生活文化の継承も盛んに行われ、様々な分野でコミュニティが培われてきた。

町内には 90 余りの集落があり、そのうち 10 数戸で形成している集落が 13 存在している。全体として、後継者の流出や少子化・高齢化の影響を受けて高齢世帯や単身世帯が増加し、その影響が農林業のほか生活全般にわたり現れ始めており、近い将来において集落機能の維持が厳しい集落が生じることも想定されている。

また、住民の価値観の違い、意識や生活の都会化により、従来から良好に保たれてきた連帯意識が希薄化する傾向も見られるなど、集落活動に影響が現れ始めている。

しかし、集落再編については、集落間の距離等の地理的条件のほか、所有財産、慣習等の差もあって、本格的に議論されるまでには至っていない。一方で、民間によって開発され居住条件が一定整った住宅団地では、これまでとは異なった自治機能を持った新しい集落が生まれている。

今後は、集落内のコミュニティ維持のため、空家等の把握やその活用、特定空家等に対する措置など、生活環境の維持も含めた総合的な対策が必要となる。

(2) その対策

- ・ 道路交通網の整備や産業振興などの各種施策と連動させながら集落における受け皿づくりを促進し、若者をはじめとする定住人口と週末定住者の増加を図り、集落機能の維持・発展を目指す。
- ・ 複数の集落で住民自治組織などを構成し、助け合いながら自治活動や福祉、環境、教育、文化等さまざまな地域活動などを行うための拠点施設整備への支援や、そこに住む人すべてが相互扶助意識を保ち安全で安心な暮らしができる地域社会の形成に向けた支援を行う。
- ・ 空家対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等についての情報収集をはじめ、その活用や特定空家に対する措置など、行政の横断的な取組を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住民自治組織によるまちづくり事業	京丹波町	
	集落整備	自治振興補助金事業	京丹波町	
		町有財産有効活用支援事業	京丹波町	
		駅を守る会事業	京丹波町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、大福光寺本堂・多宝塔（蔵地区）、九手神社本殿（豊田地区）、明隆寺観音堂（下栗野地区）などの国指定文化財 7 件をはじめ、府の指定・登録・決定文化財 23 件、町指定文化財 47 件を有している。そのほとんどが有形文化財であるが、生活や地域の風土の中で育まれた個性豊かな文化も多くあり、特に人形浄瑠璃や太鼓、地域の祭りなどは、多くの人々によって大切に継承されている。

しかしながら、近年は地域の高齢化等により担い手が減少しており、人材面での問題を抱えながら地域住民が伝統文化の保存・継承に努めているのが現状である。

今後においても、伝統的文化を適切に継承するとともに、住民が主体的・創造的な文化活動に参加できる環境整備や、多面的な交流を促す文化イベント等の創出等により文化芸術風土の醸成を図り、地域外から人を呼び込める魅力ある地域づくりにつなげることが必要となっている。

(2) その対策

これまでの生活の中で育まれ、多くの人の手によって大切に引き継がれてきた個性豊かな伝統芸能や行祭事をはじめとする伝統文化、生活文化などを適切に保全し、後継者の育成など後世に伝承する取組を推進するとともに、優れた文化・芸術に接する機会をつくり、住民がその歴史的・文化的価値を認識できる環境を整え、人形浄瑠璃をはじめとした、丹波高原文化ともいえる個性豊かな本町の文化を今後も保存・継承する取組を推進する。

また、生活水準の向上、自由時間の増大などを背景として、人々は「物」の豊かさに加えて「心」の豊かさを求める傾向にあり、文化享受の志向がますます高まりを見せる中で、文化活動団体等との連携を強化し、住民のふれあいと交流の基礎となる文化芸術活動を活発化させるなど、文化の香り高いまちづくりの推進により、地域特有の文化を創造する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

京丹波町は、町面積の83%が森林で、豊富な森林資源を有しているほか、京都府でも有数の酪農地帯であり、牛、豚、鶏などが排泄する糞尿など、利用可能なバイオマス資源が存在する。

これらの資源については、熱利用や堆肥化などを進めてきたところであるが十分に活用できていないことから、地球温暖化をはじめとした環境問題に対する意識の向上を図るとともに、引き続き地域特性を生かしたエネルギー利用への取組を検討する必要がある。

(2) その対策

- ・ 木質バイオマスについては、薪ストーブの普及や公共施設等での熱利用などを推進する。
- ・ 畜産等で生じる糞尿等については液肥としての活用のほか、熱利用についても引き続き検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	木質・家畜排せつ物等バイオマス利 活用施設整備	京丹波町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	京丹波町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- ・ まちづくりは、住民参画が必須条件である。これまで多くの住民が、町の委員会等への直接的な参画のほか、それぞれの立場で、さまざまな分野において活躍し、まちづくりに貢献してきた。今後は、より多くの住民が自らの住むまちを知り、愛し、誇りを持って気軽にまちづくりに参画することができる環境づくりや、各種活動の核となる人材の育成に努める必要がある。今後も住民が主体となってまちづくりについて考え、それを実践し、行政がその取組を支援するといったシステムをつくり、人口減少から生じる地域活力の低下を食い止めるとともに、住民と行政の協働による力強いまちづくりを目指す必要がある。
- ・ 過疎地域の持続的発展に資する施策を継続的に推進する必要があるが、本計画期間終了後も含めた中長期的な財源確保が懸念されている。
- ・ 未利用木材や家畜排せつ物などのバイオマス資源が豊富に存在するものの十分に利用されていないことから、これらを有用な資源として見つめ直す必要がある。

(2) その対策

- ・ 自由な発想と意志をもって自主的にまちづくりに取り組むことができるような地域づくり組織の育成をはじめ、集落活動・ボランティア・NPOなどの団体への支援、人材の育成に努め、保健、福祉、環境、農業、教育などの様々な分野で、住民・団体・企業などが連携し協働するまちづくりを推進する。
- ・ 住民参画のまちづくりを推進するため、毎月発行の広報をはじめとする情報施策の一層の充実、ホームページ、町ケーブルテレビの自主放送番組、町政懇談会の開催などを通じて、住民が情報を共有できる開かれた行政、かつ、分かりやすい行政運営を行う。
- ・ 住民一人ひとりがそれぞれ個人として尊重され、あらゆる分野に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の確立に向け、人権学習、人権啓発の推進によりあらゆる人権問題を解決するとともに、男女共同参画社会を目指す取組を推進する。
- ・ 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を

図るため、不要町有施設の解体撤去事業をはじめとした過疎地域持続的発展特別事業等を継続的に実施するにあたり、基金積立による過疎計画期間終了後も含めた中長期的な財源確保を図る。

- ・ 二酸化炭素（CO₂）の排出が極めて少ないクリーンエネルギー資源に着目し、未利用間伐材等の木質バイオマスや、家畜排せつ物の堆肥化・エネルギー利用等の調査研究を進め、エネルギーの自給自足を推進し、地域経済の再生と環境にやさしい循環型社会の確立を目指す。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	基金積立	京丹波町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の利用状況、管理状況、老朽化状況、運営に係るコスト等を総合的に判断し、適切な対策を講じる。

過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住者誘致推進事業 ○事業内容 移住定住をワンストップで手厚くサポート、定住促進対策として行う補助、移住相談会、移住体験住宅の整備や活用等 ○事業の必要性 価値観の多様化に伴い、田舎暮らしや地方移住の需要が高まっていることから、移住・定住者の増加を目指した取組の強化が必要。	町	○見込まれる効果 移住者等の増加による地域の活性化 等
		空き家再生等推進事業 ○事業内容 空き家の実地調査、取得・改修・リフォーム等への補助を実施。 ○事業の必要性 空き家の適切な管理や有効活用を図り、移住者の受入や環境整備に取り組む。	町	○見込まれる効果 移住者等の増加による地域の活性化 等
		サテライトオフィス推進事業 ○事業内容 サテライトオフィスの設置を支援。 ○事業の必要性 サテライトオフィスの推進については、事業者の誘致に向けて、基盤整備、調整等を一定の範囲で町が担うことが必要。	町	○見込まれる効果 産業の振興、地域経済の持続的発展 等
	地域間交流	地域間交流連携推進事業 ○事業内容 友好都市等との間で、町民・児童がお互いの地域の風土や文化に触れながら、友好を深める。 ○事業の必要性 視察・研修を通じ、集団行動・体験学習・ホームステイや児童間交流が経験できる。	町	○見込まれる効果 地域間交流の継続的な実施により、自主性・自立心・協調性などを養い、心豊かでたくましく生きる青少年の育成と、郷土愛の醸成を図る。
		人材育成推進事業 ○事業内容 多様な分野の専門人材を育成するため、専門的な知識や技術の習得に向けた研修等を実施。 ○事業の必要性 地域の持続的発展に向けては、農業等の基幹産業の生産性の向上等に資する人材や、福祉人材、新たな産業に対応できるＩＴ人材等の育成が必要。	町	○見込まれる効果 人材の育成は、地域の維持・発展に長期的に効果を発現する。

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農林漁業関係補助事業 ○事業内容 基幹産業である農林漁業の経営に必要な施設整備費等について補助。 ○事業の必要性 農林漁業に必要な施設整備等に係る費用の一部を補助することにより、安定的な経営につなげる。	町	○見込まれる効果 農地の遊休化の抑制、森林の保全 等
		経営体確保・育成事業 ○事業内容 認定農業者等の育成・支援に係る事務費及び認定農業者への機械・施設導入の支援等。 ○事業の必要性 新規で就農する者等については、安定した経営に向けての計画や必要となる機械器具等の導入に支援が必要。	町	○見込まれる効果 農業後継者を育成し、農地の遊休化を抑制。
		堆肥による土づくり事業 ○事業内容 堆肥購入、堆肥の切り返しに等に係る支援。 ○事業の必要性 生産性を上げて農業経営の安定を図る。	町	○見込まれる効果 良質な堆肥の生産及び確保。農業の生産性の向上により持続可能な農業経営を実現。
		木材搬出補助事業 ○事業内容 間伐等施業で伐採した原木の搬出費用の一部を助成。 ○事業の必要性 搬出費用が高む奥地等で行った間伐等は、利用されないことが多く、大雨等の際には流出し、山地災害の被害を大きくするなど、森林整備を行う上での課題でもあるため、対策が必要。	町	○見込まれる効果 災害時の被害の低減。森林の適切な整備・保全。
		ぬく森のイス贈呈事業 ○事業内容 林業の町のPRと木育として、町内で出生したこどもに町内産材で作成した「ぬく森のイス」を贈呈。 ○事業の必要性 銘木を産出する林業の町をPRしするとともに、地元産の木材に触れながら成長することで、郷土愛の醸成を図る。	町	○見込まれる効果 林業の持続的発展。 郷土愛の醸成（地元への定着）
		薪ストーブ等購入補助事業 ○事業内容 薪ストーブ等の導入の支援。 ○事業の必要性 新たな広葉樹の需要創出や、木を使う文化を創り出し、町の魅力として定着させる。	町	○見込まれる効果 CO2削減。移住定住等の促進。
	商工業・6次産業化	プレミアム商品券発行事業 ○事業内容 地域商品券の発行。 ○事業の必要性 継続的に消費喚起を呼び掛けることで、住民に地域の事業者や商品等の魅力再発見を促す。	町	○見込まれる効果 継続的な消費増加。 地域の経済活動の底上げ。仕事づくり。等

	観 光	地域商社プロジェクト ○事業内容 観光協会に地域商社事業を立ち上げ、新規就業者等を支援。 ○事業の必要性 地場商品のブランディング、地域外への販売等「地産外商」を通じて得た利益を起業家等の人材育成に再投資するしくみの構築が必要。地域の経済を活性化させる。	町	○見込まれる効果 地域経済の活性化。 町内での起業・就業の増加。
		観光施設管理運営事業 ○事業内容 町外から、観光客を呼び込める魅力ある施設の整備と運営を行う。 ○事業の必要性 施設の整備を行い、必要に応じて指定管理制度による運営を行うなど、適切な施設の運営を図る。	町	○見込まれる効果 地域の活性化。就労の場の確保。
		グリーンランドみずほ管理運営事業 ○事業内容 指定管理者による施設の維持管理。 ○事業の必要性 管理者による適切な管理運営により、利用者の安心安全を確保すると共に、利用者数の増加による安定経営を図るため。	町	○見込まれる効果 地域の活性化。就労の場の確保。
		特産館「和」管理運営事業 ○事業内容 指定管理者による施設の維持管理。 ○事業の必要性 管理者による適切な管理運営により、利用者の安心安全を確保すると共に、利用者数の増加による安定経営を図るため。	町	○見込まれる効果 地域の活性化。就労の場の確保。
		まると観光推進事業 ○事業内容 観光 PR や町内周遊促進事業。地域ブランディングの推進。等 ○事業の必要性 観光産業の振興。交流の場づくり。	町	○見込まれる効果 交流人口・関係人口の増加。地域の活性化。就労の場の確保。
3 地域における情報化	(11) 過疎地域持続的発展特別事業			
	電気通信施設等情報化のための施設	ケーブルテレビ民営化推進事業 ○事業内容 民間移行に係る負担金。 ○事業の必要性 難視聴対策の継続。「都市部」や「地域間」の情報格差の是正。高度情報化社会の適応。将来にわたり安定したサービスの提供。	町等	○見込まれる効果 住民満足度の向上。移住・定住等の促進。 町内での起業・就業の増加。インターネット環境の改善。ICT利活用の促進。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(11) 過疎地域持続的発展特別事業			

	公共交通	認定外道路整備補助事業 ○事業内容 地元管理道路の維持管理等に係る補助。 ○事業の必要性 地元住民の生活等のため通行する道路整備や安全確保が必要なため。	町	○見込まれる効果 生活環境の改善。農作業等の効率化。
		買物支援事業 ○事業内容 高齢者等の交通弱者が商業施設まで利用できる買物支援バスを運行する。 ○事業の必要性 交通手段がなく、日用品等の買い出しが困難な住民に対して、町営バスを補完する移動手段を確保。	町	○見込まれる効果 地域コミュニティの維持。
		高齢者運転免許講習実施支援事業補助金 ○事業内容 高齢者運転免許講習の実施に必要な支援を行う。 ○事業の必要性 高齢者の免許更新のためには、近くの教習所等で講習を受けられる環境を整えることが必要。	町	○見込まれる効果 地域コミュニティの維持。
		デマンド交通推進事業 ○事業内容 予約型乗合タクシーを運行する。 ○事業の必要性 学生や高齢者等の交通を確保する。	町	○見込まれる効果 地域コミュニティの維持。
5 生活環境の整備	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	不要町有施設の解体撤去 ○事業内容 老朽化した危険施設等の除却を行う。 ○事業の必要性 景観を損なうだけでなく、事故や犯罪の発生につながりかねない。住民が安全で安心して生活できるよう、整備が求められているため。	町	○見込まれる効果 安心な住環境を整え、住民の流出を防ぐ。
		街灯設置補助事業 ○事業内容 街灯の設置等に係る経費を補助。 ○事業の必要性 街灯は、防犯効果があるとともに、夜間の歩行者等の安全な通行の確保に必要。	町	○見込まれる効果 夜間の事故や犯罪を防ぎ、地域住民の安全安心な生活環境の確保が図れる。
	生活	公民館等集会所耐震化補助事業 ○事業内容 集会所等の耐震化を支援。 ○事業の必要性 地域の活動拠点や災害時の避難所として活用される集会所等のうち、耐震基準に満たないものについて、早急な対応が必要なため。	町	○見込まれる効果 住民の安全安心の確保。持続可能な地域づくり。

		耐震化補助事業 ○事業内容 町内の事業者等を利用して住宅を改修する場合に補助金を支給。 ○事業の必要性 町内事業者の活性化と定住促進に必要な事業。	町	○見込まれる効果 商工業の活性化。定住促進。
		移動系防災行政無線の整備事業 ○事業内容 災害時の通信体制の確保、住民や関係団体との情報伝達手段の確保のため、当該無線の更新が必要となることから実施する。 ○事業の必要性 地域住民の安全・安心の向上を図る。	町	○見込まれる効果 消防防災活動の充実・強化。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	在宅高齢者等生活支援事業 ○事業内容 外出支援サービス事業、食の自立支援サービス事業、訪問理美容サービス事業 等 ○事業の必要性 在宅の高齢者及び障害者が住み慣れた地域社会の中で、自立した生活をしていくためには支援が必要。	町	○見込まれる効果 高齢者等の健康の保持と福祉の増進。
	児童福祉	その他健康診査事業 ○事業内容 各種がん検診、肝炎検査、ピロリ菌検査、歯科健診等の実施。 ○事業の必要性 疾病の早期発見早期対応の為に必要。	町	○見込まれる効果 健康寿命の延伸。地域の元気な担い手の確保。
		すこやか子育て支援金事業 ○事業内容 住民登録をしている者が出産した場合に「子育て支援金」を支給。 ○事業の必要性 安心して出産ができる環境づくりに必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の定住。地元への愛着を育む。
		チャイルドシート購入助成事業 ○事業内容 町内に住所を有するこどものために購入するチャイルドシートの費用の一部を助成。 ○事業の必要性 安心して出産・子育てができる環境づくりに必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の定住。地元への愛着を育む。
		ファミリー・サポート・センター事業 ○事業内容 子育て中の親子が孤立しないよう、地域で支援を行う。 ○事業の必要性 子育て中の親子が、孤立しないためには、地域全体で支援を行うことが必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の定住。地元への愛着を育む。

		子育て世代住宅リフォーム支援事業 ○事業内容 子育ての負担軽減につながる住宅リフォーム工事費用の一部を助成。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の定住。地元への愛着を育む。
		すこやか子育て医療費助成事業 ○事業内容 出生から中学校卒業までの間、医療機関等を受診した際に保険診療分の自己負担額の一部を助成。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減。子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図るため。	町	○見込まれる効果 子育て世代の負担軽減により、子育て環境の充実を図ることができる。
		高校生等医療費助成事業 ○事業内容 高校生が、医療機関等を受診した際に保険診療分の自己負担額の一部を助成。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりが必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の移住・定住。地元への愛着を育む。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	住民自治組織によるまちづくり事業 ○事業内容 住民自治組織への支援業務（まちづくり交付金、地域力向上事業助成金等）。 ○事業の必要性 集落等の維持が困難となることが見込まれる中、広域的な連携により地域コミュニティの維持を子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりが必要。	町	○見込まれる効果 子育て世代の移住・定住。地元への愛着を育む。
		自治振興補助金事業 ○事業内容 各集落が実施する施設整備等に対する補助。 ○事業の必要性 地域コミュニティを維持又は活性化するためには、一定の施設整備が必要。	町	○見込まれる効果 地域の持続的発展。
		町有財産有効活用支援事業 ○事業内容 遊休施設、使用が見込まれなくなる施設等について、地元集落等が地域の活性化のために活用するにあたって必要な費用を支援等。 ○事業の必要性 町のストック財産を有効活用し、地域の活性化等を図るため	町	○見込まれる効果 地域コミュニティの機能向上や維持。地域の活性化。
		駅を守る会事業 ○事業内容 駅及び周辺施設等の整備や活用推進に必要な費用。 ○事業の必要性 町の玄関口、地域観光の拠点として、また、駅の存続のためには駅の利用促進を図る必要がある。	町	○見込まれる効果 地域の活性化。交流人口の増加。交通手段の確保。

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(11) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業 ○事業内容 再生可能エネルギーの導入に係る補助 等。 ○事業の必要性 環境への負荷を低減するため、各家庭等での再生可能エネルギー導入に対して支援を行う。	町等	○見込まれる効果 住民の環境保全意識の高揚。地球温暖化対策。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	基金積立 ○事業内容 過疎地域の持続的発展に必要な事業等を継続的に実施するにあたり、基金を積立 ○必要性 過疎計画期間終了後も含めた中長期的な財源を確保し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化に必要な事業等を継続的に実施するため。	町	○見込まれる効果 住民が将来にわたって、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現。